

ぶ かいちょう しょくむ 部会長の職務について

さんこうしりょう
参考資料 5

1 ぶかい ぎじ しんこう しんぎけつか ぜんたいかい ほうこく 部会の議事の進行と審議結果の全体会への報告

ぶかいちょう せんもんぶかい うんえい せきにんしゃ せんもんぶかい ぎじしんこう ちょうさけんとうけつか くみんかいぎ
部会長は、専門部会の運営の責任者であり、専門部会の議事進行と調査検討結果を区民会議
ぜんたいかい ほうこく やくわり にな
全体会に報告する役割を担います。

くみんかいぎじょうれいしこうきそくだい じょう 【区民会議条例施行規則第4条】

1～2 (略)

3 せんもんぶかい ぶかいちょう お せんもんぶかい ぞく いいん ごせん さだ
専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

4 せんもんぶかい ちょうさけんとう ひつよう みと かんけいしゃ しゅつせき もと
専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その
せつめいまた いけん き
説明又は意見を聴くことができる。

5 ぶかいちょう せんもんぶかい じむ しょうり せんもんぶかい ちょうさけんとう けいかおよ けつか くみんかいぎ
部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議
ほうこく
に報告するものとする。

2 かんじかい しゅつせき しょくむだいいりしゃ しめい 幹事会への出席と職務代理者の指名

ぶかいちょう ぜんたいかい まえ かいさい かんじかい しゅつせき ぜんたいかい うんえい えんかつ おこな
部会長は、全体会の前に開催される幹事会に出席し、全体会の運営が円滑に行われるよう
いいんちょう ふくいんちょう ぶかいちょう ちょうせい おこな やくわり にな
委員長、副委員長、部会長と調整を行う役割を担います。

また、ぶかいちょう だいいり しょくむだいいりしゃ あらかじ しめい
また、部会長の代理となる職務代理者を予め指名します。

かわさきくくみんかいぎうんえいようりょう 【川崎区区民会議運営要領】

1～2 (略)

3 かんじかい
幹事会

(1) えんかつ かいぎうんえい はかる くみんかいぎ かんじかい お
円滑な会議運営を図るため、区民会議に幹事会を置く。

(2) かんじかい いいんちょう ふくいんちょう およ いいんちょう しめい いいん
幹事会は、委員長、副委員長及び委員長が指名する委員をもって構成する。

(3) かんじかい いいんちょう しょうしゅう ざちょう つと
幹事会は、委員長が招集し座長を務める。

4 せんもんぶかい
専門部会

ぶかいちょう じこ また ぶかいちょう かけた ぶかいちょう あらかじ しめい いいん
部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長が予め指名する委員
しょくむ だいいり
が職務を代理する。

3 くいいきかわさきく くていあんじぎょう しんさいいん いきいきかわさき区提案事業の審査委員

ぶかいちょう およ ふくいんちょう ちいきかだい かいけつ し くみんだんたい かわさきやくしょ きょうどう
部会長及び副委員長は、地域課題の解決に資するため、区民団体と川崎区役所が協働して
じぎょう とく くていあんじぎょう しんさいいん しんさいいんかい しゅつせき
事業に取り組む「いきいきかわさき区提案事業」の審査委員として、審査委員会に出席する
やくわり にな かいさいひんど おおむねん かい へいじつ ごご かいさい
役割を担います。 ※開催頻度は概ね年2回、平日の午後に開催